

(資料3)

令和8年度地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託 審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、令和8年度地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(設置期間)

第2条 審査委員会の設置期間は、前条に掲げる業務委託（以下「業務委託」という。）に係る委託契約が締結されるまでとする。

(所掌事務)

第3条 審査委員会は、業務委託に係る企画提案競技の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第4条 審査委員会は、委員3名で組織し、次の者をもって構成する。

- (1) 秋田県人口戦略部地域づくり推進課長（以下「地域づくり推進課長」という。）
- (2) 秋田県農林水産部農山村振興課長
- (3) 秋田県職員以外の有識者（以下「外部有識者」という。）

- 2 審査委員会には委員長を置き、地域づくり推進課長をもって充てる。
- 3 外部有識者については、別途、地域づくり推進課長が指名する。

(会議)

第5条 審査委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の会議は非公開とする。
- 4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査委員会に出席し、審査することができる。

(審査方法及び基準等)

第6条 委員又は委員の代理は、別に定める審査基準に基づき企画提案内容を審査し、評点を付すものとする。

- 2 委員長は、前項に定める審査により、企画提案競技に参加した者の中から委託候補者1名を選定する。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、秋田県人口戦略部地域づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関する必要な事項は、地域づくり推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月8日から施行する。